給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第５号

北海道旭川市東光10条３丁目５番12号
再生債務者　佐藤佐和子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月８日　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第３号

大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目1916番地の３112号
再生債務者　出口　眞里（旧姓今村）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年８月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月三十日
掲載頁　二一一頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月三十日
掲載頁　一五九頁（号外第一四六号）
平成二十八年八月十七日
東京都千代田区麹町五丁目七番二号
（甲）シールドグループホールディングス株式会社
代表取締役　三浦　靖治
東京都千代田区麹町五丁目七番二号
（乙）エヌビーアイ株式会社
代表取締役　藤間　敏之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の卸売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十八年六月二十九日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十八年八月十七日
東京都港区南青山二丁目二番三号
（甲）中央物産分割準備株式会社
代表取締役　児島誠一郎
東京都港区南青山二丁目二番三号
（乙）中央物産株式会社
代表取締役　児島誠一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年八月十七日
栃木県宇都宮市戸祭町二七七四番地八
合同会社ののじ
代表社員　髙田　昇
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終の貸借対照表は、平成二十八年六月二十二日付官報（号外第一三八号）の八十六頁に開示しています。
平成二十八年八月十七日
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号
仙台パワーステーション株式会社
代表取締役　松村　幹雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年九月十八日であり、株主総会の決議は、平成二十八年八月二日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年八月十七日
東京都府中市四谷四丁目四三番地の一三
有限会社米丸運送店
取締役　米丸　基嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年十月一日であり、株主総会の決議は平成二十八年七月三十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年八月十七日
神奈川県伊勢原市伊勢原一丁目三番二二号
有限会社湘南大神地所
代表取締役　新藤　正樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年八月十七日
北九州市小倉北区宇佐町一丁目二番一一号
有限会社光田ビル
代表取締役　光田扶久子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年八月十七日
東京都豊島区池袋二丁目一三番四号天翔池袋西口ビル
合同会社ｓｃｏｐｅｓ
代表社員　北村　紀佳

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社Ａ―ＣＯＭＰＡＮＹとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年八月十七日
岡山県倉敷市西富井一〇七六番地二四
総合管理サービス協同組合
代表理事　榊原浩太朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し八十万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年八月十七日
北海道中川郡幕別町札内豊町二五番地の二一
ＡＩＭＯＴＩ合同会社
代表社員　髙橋　智信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年九月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十八年七月二十八日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　平成二十八年八月四日
掲載頁　二頁
平成二十八年八月十七日
群馬県高崎市福島町七二五番地一三
株式会社サクラ
代表取締役　毛利　政章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五億円（うち資本準備金とする額五億円）減少し、金一億円とすることにいたしました。